

郵便貯金の払戻しには

期限があります。



郵政民営化前(2007年(平成19年)9月30日まで)に郵便局にお預けいただいた
定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は、法律の規定により、
満期後20年2か月経つと、払戻しが受けられなくなります。

**「お預り年月日」が郵政民営化前までの郵便貯金は、
すべて満期を過ぎていますので、払戻しのお手続はお早めをお願いします。**

※2007年(平成19年)10月1日以降お預け入れいただいた貯金は、この対象ではありません。

満期後にお手続(※)をされ、その事実が確認された場合は、払戻しが受けられることもありますので、
満期後20年2か月の期間の経過にかかわらず郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の店舗までお申し出ください。

(※) 郵便貯金証書または通帳の再交付に係る請求、印章変更の届出、氏名変更または住所移転の届出

ご不明な点は、**郵便局の貯金窓口**
または**ゆうちょ銀行の店舗**まで
お問い合わせください。

【商品・サービスに関するお問い合わせ】

ゆうちょコールセンター **0120-108420** (通話料無料)
平日/8:30~21:00、土・日・休日・12月31日~1月3日/9:00~17:00

※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。
※お電話では郵便貯金に関する個別の状況はお答えできません。

郵政管理・支援機構

(独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構)

詳しくは ▶ [郵便貯金 機構 検索](#)